

# ソフトバンクモバイル事業利用光回線に係る規約

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (規約の適用)

本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社指定のお客さまにホームアンテナFT（4G LTE）（4GLTE 通信サービスの電波状況改善を目的として、お客さまの電波改善希望場所に当社のフェムトセル小型基地局を設置するサービスを行い、以下「ホームアンテナサービス」といいます。）を提供するために、当社指定の光回線サービス（以下「専用光サービス」といいます。）を利用するにあたり、お客様に遵守していただく事項等について定めます。

2 当社は、当社 Web サイトに変更後の本規約を予め掲載し、公表することにより本規約を変更することがあります。その場合には、本契約者（第2条において定めます）に遵守していただく事項等については変更後の規約によるものとします。

3 利用契約（第2条において定めます。）と本規約の内容に齟齬があった場合は、利用契約を優先するものとします。

### 第2条 (定義)

本規約で使用する用語の定義は以下の通りとします。なお本規約に定義のない用語は、当社 4G 通信サービス契約約款で定義するものとします。

- 「本契約」とは、利用契約者（4号に定めます）が本規約に同意することによって成立する契約をいいます。
- 「本契約者」とは、本規約に基づく、ホームアンテナサービス及び専用光サービスの契約者であり、光回線設置場所の敷設同意者を指します。
- 「利用契約」とは、「ホームアンテナFT（4G LTE）の利用に係る規約」に基づきお客さまと当社との間に締結される当社と利用契約者間の契約をいいます。
- 「利用契約者」とは、「ホームアンテナFT（4G LTE）の利用に係る規約」に基づく契約者を指します。
- 「光回線」とは、当社が別表に定めた「光回線サービス」をいいます。
- 「光 BB ユニット/回線終端装置（ONU）」とは、専用光サービスにて提供される当社の回線終端装置をいいます。

## 第2章 申込み

### 第3条 (契約の申込み)

本契約者は、本規約に同意の上、利用契約申込時に当社指定の方法にて申込みを行い、必要事項の届出を行うものとします。尚、当社は、当社が必要と判断した場合には、届出事項の各種確認書類の提示を求めることができますものとします。

### 第4条 (契約の条件)

本契約の申込みを行うためには、次の各号に定める条件を全て満たしているものとします。

- 利用契約提供希望場所において、利用契約締結可能なブロードバンド回線サービスが敷設されていないこと
- 利用契約提供希望場所において、光回線が敷設可能であること
- 本項第2号の回線敷設場所が専用光サービスの提供エリア内であること
- 本項第2号の回線敷設場所が、利用契約が締結可能な場所であること
- 本規約の内容全てに同意していること
- 申込時に届出た内容に不備がないこと
- 本条第2号の回線敷設場所への立ち入りに関して設備所有者の同意取得が必要な場合には本契約者が同意書を取得できること

### 第5条 (契約の成立)

本契約は、本契約への申込み、かつ利用契約の成立日をもって成立するものとします。

### 第6条 (届出内容の変更)

本契約者は、当社に届け出た内容に変更が生じた際は、速やかに当社へその旨を通知するものとします。

2 当社は、当社が必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができますものとします。

3 本条第1項に定める変更の届出等が行われなかったことにより、本契約者に生じた不利益は全て本契約者の負担とし、かかる事由により当社に損害が生じた場合には、本契約者はこれを賠償するものとします。

## 第3章 本契約者の責務等

### 第7条 (同意事項)

本契約者は、専用光サービスの提供にあたり、当社に対して、次の各号に定める事項に同意するものとします。

- 敷設済み光回線等、当該専用光サービスで当社が利用可能な設備がある場合に当社が利用すること
- 回線敷設場所の環境等により、専用光サービスが開通できない場合及び専用光サービスの通信品質が芳しくない等により専用光サービスが提供できない場合があること
- 全ての利用契約が解除された場合、本契約も解除されること
- 光 BB ユニット/回線終端装置（ONU）を適切に維持管理すること
- 本規約に基づく専用光サービス提供後、光 BB ユニット/回線終端装置（ONU）が交換となる場合があることに同意すること
- いかなる理由であっても本契約が解除された際、光回線等の撤去・原状回復を行わないことに同意すること

### 第8条 (禁止事項)

本契約者は、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

(1) 専用光サービスにより提供される光 BB ユニット/回線終端装置（ONU）に利用契約に基づき提供される機器以外の機器を接続すること、及び当社指定の構成以外に光 BB ユニット/回線終端装置（ONU）の接続構成を変更すること

(2) 専用光サービスにより提供される光 BB ユニット/回線終端装置（ONU）の破棄、破損、破壊、分解、汚損、貸与、譲渡等を行うこと

(3) 専用光サービスにより提供される光 BB ユニット/回線終端装置（ONU）の設定変更を行わないこと

(4) 利用契約に基づき提供される機器の接続後は、当社の許可なく光 BB ユニット/回線終端装置（ONU）の電源を長時間 OFF にしないこと（利用契約にて認められている場合を除きます。）

2 本契約者が、本条第1項に該当する行為を行った場合、利用契約において定められた罰則の対象となる場合があります。

## 第4章 責任範囲

### 第9条 (責任の範囲)

当社は、本契約に起因して（専用光サービスの利用及び利用契約に基づき提供される機器等との接続に起因する場合を含みます。）本契約者に生じた損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

2 前項にかかわらず、本契約者と当社との間の本契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行責任または不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。

## 第5章 費用負担等

### 第10条 (費用負担等)

本契約者は、本契約に係る事項について、一切の対価を請求できないものとし、名目や内容の如何を問わず、当社は本契約者に対して本契約に関連する対価のお支払はいたしません。

2 専用光サービスにより提供される光 BB ユニット/回線終端装置（ONU）の稼働に掛かる電気料金は、本契約者にて全てご負担いただくものとします。

## 第6章 契約の終了等

### 第11条 (契約の解除、終了)

本契約者は、本契約の解除を希望する場合、自ら当社所定の方法により本契約の解除を当社へ届け出るものとします。尚、本契約が解除された場合、利用契約も解除されるものとします。

2 本契約者は、本契約の対象となる光回線の契約解除または契約住所の変更を行う場合、速やかに利用契約者にその旨を通知するものとします。

3 本契約者が当社へ届出を行うことなく、光回線の契約解除または契約住所の変更をした場合、当社は本契約を解除できるものとします。

4 利用契約が理由の如何を問わず終了した場合、本契約も当然に終了するものとします。

5 当社が不適切と判断した場合及び技術上やむを得ない事由により本契約の継続が困難になった場合、本契約を解除できるものとします。尚、本契約が解除された場合、利用契約も解除されるものとします。

## 第7章 雑則

### 第12条 (権利義務の譲渡等)

本契約者は、本契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

### 第13条 (パーソナルデータの取り扱い)

当社は、本契約者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

### 第14条 (準拠法)

本契約に関する準拠法は、日本法とします。

### 第15条 (合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2019年12月10日制定)

(2021年12月1日改定)

(2022年4月12日改定)

(2023年4月18日改定)

## 別表

### 光回線サービス

回線事業者名	サービス名	回線種別
ソフトバンク株式会社	SoftBank 光	・ファミリータイプ ・マンションタイプ ・ファミリー・ハイスピード ・マンション・ハイスピード ・ファミリー・ギガスピード ・ファミリー・スーパーハイスピード ・マンション・ギガスピード ・マンション・スーパーハイスピード